

令和7年度テーマ募金募集要項

1. 目 的

香川県共同募金会(以下「本会」という。)は、地域の福祉課題等の解決に向けて取り組んでいるNPO、ボランティア団体等(以下「NPO団体等」という。)が、共同募金運動期間(10月1日～3月31日)のうち、1月1日～3月31日の3か月間において、団体自らが行う活動の趣旨を広く住民に伝え、住民の理解と共感に基づく募金活動を展開することにより、活動に必要な資金を確保するとともに、住民による地域福祉の推進を図る。

2. 対象団体要件及び活動分野

(1) 団体要件

本事業の対象とするNPO団体等は、次の要件を満たすものとする。

- ①香川県内で活動している非営利団体(法人格の有無は問わない)で団体としての活動実績が1年以上あること。
- ②組織運営に関する規則(会則等)があり、適正な会計処理がなされていること。
- ③課題をアピールしながら自らの活動の必要性を広く県民に伝え、共同募金の一環として募金を呼びかけることができる団体であること
- ④政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。

(2) 活動分野

本事業の対象となる活動分野は次のいずれかに該当するものとする。

- ①子育て支援及び児童健全育成に関する活動
- ②高齢者の生活支援及び社会参加に関する活動
- ③障がい者の生活支援及び社会参加に関する活動
- ④地域から孤立をなくす活動
- ⑤生活困窮者支援活動
- ⑥自殺予防活動
- ⑦難病患者支援活動
- ⑧安全・安心のまちづくり支援活動
- ⑨その他福祉課題を解決するための活動

3. 助成対象経費

2の活動の実施に直接要する経費とし、団体の運営に関わる人件費、事務費については対象としない。

(1) 対象とするもの

講師謝金、旅費交通費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、消耗品費、研修費、備品購入費(事業のみで使用するもの)、その他本会で必要と認める経費

(2) 対象としないもの

団体の運営に関わる人件費、事務費、視察費、飲食費又はそれに類する費用

4. 募集活動及び助成

(1) 募金活動期間

令和8年1月1日から同年3月31日

(2) 募金の受付及び管理

参加団体が作成する郵便払込取扱票付きチラシ(以下「郵便振込用紙」という。)により行い、本会の口座で受け入れ、本会が管理を行う。

(3) 助成対象活動期間及び助成額

令和8年4月1日から翌年3月31日までとし、団体が募金活動期間内に募った募金額の全額を助成する。

5. 申請方法等

(1) 申請書の提出

所定のテーマ募金申請書に必要事項を記入し、添付書類を付して本会へ提出すること。

(2) 募金目標額(助成申請額)

30万円以上

(3) 募集期間

令和7年4月14日(月)～同年5月31日(土)

(4) 募集団体数

10団体程度

6. 団体及び募金額・助成額等の決定

(1) 団体の決定

申請書に基づき、本会の配分委員会、理事会で協議のうえ、決定する。

(2) 領収書の発行

郵便振込用紙の「振替払込請求書兼受領書」をもって本会の領収書に代えることとする。

共同募金会への寄付に対する税制上の優遇措置を希望する寄付者には本会の領収書を発行する。

(3) 募金額の確定

募金活動終了後、各団体からの募金集計報告書に基づき、本会において募金額を確定する。

(4) 助成額の決定

募金額確定後の事業変更申請に基づき、令和8年7月頃開催される配分委員会、理事会で協議のうえ、各団体への助成額を決定する。

(5) 運動期間終了後の募金と取扱い

運動期間外に入金された募金は、本会で預り金として取扱い、次年度の募金額に加算する。ただし、該当団体が次年度のテーマ募金に参加しない場合又は助成事業を実施しない場合は、本会の一般募金として取り扱う。

7. 本会の支援

- ①郵便振込用紙の作成・印刷費について、2千枚を限度として支援する。
 - チラシ作成にあたっては、本会が示す基本フォーマットに基づき作成すること。
 - 各団体は、本会が指定する印刷範囲内で記載内容、デザイン、レイアウトを決定すること。
 - 本会指定の印刷会社と順次、入稿、校正、校了等の連絡調整を行うこと。
- ②各テーマ募金の情報は、本会ホームページで公表する。
- ③各テーマ募金の内容を集約した記者発表資料を提供する。
- ④募金箱(簡易な紙製組立式)を無償で提供する。(各団体30個程度)
- ⑤街頭募金などの運動資材を貸与する。

8. 助成事業の変更・報告・広報

- (1)募金活動終了後、募金実績に基づき、事業の見直しを行ったうえで、助成事業変更申請書を本会に提出すること。
- (2)事業終了後、1か月以内に助成事業完了報告書に必要な添付書類を付して本会に提出すること。
- (3)事業を実施する際には、「赤い羽根共同募金」の助成金によるものであることを明示しなければならない。

9. 助成金の返還

本要項に違反したとき又は次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、助成決定を取消し、助成金の全部若しくは一部の返還を求めることがある。

- ①助成金を指定事業に使用しないもの
- ②指定事業の遂行が困難になったとき
- ③指定事業を中止したとき
- ④助成金に剰余が生じたとき

この助成金は、単年度事業への助成を原則としているため、剰余が生じる場合は本会に返還することになり、使途選択募金であることから、当該団体が行う翌年度の事業に助成する。

ただし、当該団体が次年度のテーマ募金に参加しない場合又は助成事業を実施しない場合は、本会の一般募金として取り扱う。